

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 42 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2018 年 8 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

## 今月の主要トピック：

### カジュアル従業員（労働法）

2018 年 8 月 16 日、連邦裁判所は、遠隔地の就業場所に一時的に送り込まれて労働力を提供する為に雇用される、いわゆる「fly in fly out」従業員が、フェアワーク法上のカジュアル従業員ではないと判断し、年次有給休暇等を取得する権利があることを示しました。

従業員がカジュアル従業員であるか否かは、カジュアル従業員に対する割増賃金（Casual Loading）を支払っているか否かにかかわらず、雇用の実態がカジュアルか否かによって判断されます。たとえば、従業員が毎週ほとんど決まった日時に働き、雇用継続に一定の期待や確実性がある場合には、カジュアル従業員として取り扱うことは難しいと言えます。

本判決は、カジュアル従業員の労働力に頼る企業にとっては極めて重要な判決となります。また、体系的に労働者派遣によりカジュアル従業員を受け入れる場合にも影響が及ぶ可能性があります。たとえば、今までカジュアル従業員と整理・分類していた従業員に対して、今後は年次有給休暇や傷病有給休暇等の権利を与えなければならなくなったり、解雇することが難しくなる、といった事態が起り得ます。

本稿では、この判断の概要と実務上のポイントについて解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## [Japan Practice 紹介サイト](#)



## その他の注目のトピック

### サイバーセキュリティ（個人情報保護法）

2018年2月22日に個人情報保護法（Privacy Act 1988（Cth））の改正法が施行され、個人情報漏洩事故の強制報告制度が開始しました。この強制報告制度では、個人情報に対する不正アクセス、不正開示、紛失等があり、その結果その個人に重大な害が及ぶと考えられる場合、オーストラリア情報委員会（Office of the Australian Information Commissioner）と影響を受ける個人に対して、実務上可能な限り速やかに報告・通知をする必要があります。オーストラリア情報委員会は、2018年7月31日に、強制報告制度に基づき当委員会が2018年4月1日から同年6月30日の間に受け取った通知に関する第2四半期報告書を発表しました。

本稿では、この報告書の内容を紹介します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

### 家庭内暴力休暇（労働法）

2018年8月1日より、家庭内暴力休暇（Family and Domestic Violence Leave）に関する規定が全ての現代化された労使裁定（Modern Award）に加えられました。これにより、現代化された労使裁定の適用のある従業員は、家庭内暴力に対処するため、2018年8月1日以降、無給休暇を取得することが可能になります。

本稿では、家庭内暴力休暇の内容と実務上の対応について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

### 暗号化通信・デバイスへのアクセス権

連邦内務省（Department of Home Affairs）は、法執行機関に、オーストラリア内の暗号化された通信やデバイスにアクセスし、これを傍受する権限を与える法案「Assistance & Access Bill 2018」を発表しました。当該法案が法律になった場合、国内外の通信プロバイダー、機器メーカー、部品メーカー、アプリケーションプロバイダー、及び通信業者は、法執行機関への協力が求められる可能性があります。

本稿では、この法案の内容について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

### オーストラリア会社法概説



本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

## 土地の環境汚染に関するガイドライン（環境法）

南オーストラリア州の環境保護局（Environment Protection Authority）は、2018年7月27日に土地の環境汚染に関するリスク評価と原状回復に関する4種類の指針を公表しました。環境保護局は、土地の環境汚染に責任を負う者に対して研修を行う予定です。

本稿では、このリスク評価や原状回復などに関するガイドラインの内容を解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## 金融商品の価格操縦に関する裁判例（会社法）

会社法は、株式や先物を含む金融商品の価格を操縦する行為が禁止しています（artificial price）。上場株式について、過去の連邦最高裁判所の判決では、主要な目的が株式の価格を維持することにあつた場合、上記の価格操縦にあたるなどの判断が示されていました。

これに対して、近時、先物に関する連邦裁判所の判決があり、特定の市場における取引が他の金融商品の市場に結果として影響を及ぼしたものの他の市場における行為などの存在が立証されなかった事案において、価格操縦にあたらないという判断が示されました。

本稿では、この裁判例を紹介し、実務上の留意点を解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## ASICの機能の強化

ターンプル政権は、ASICの予算を拡大し、ASICが法令によって付与された権限を執行する機能を強化することを発表しました。

例えば、ASICの調査能力を強化してその迅速性を高めること、APRAと協同して金融機関に対する日常的な監督を強化することなどが企図されています。

本稿では、今回のASICの機能の強化の内容と今後の見込みについて解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## 誤解を招く表現に関する裁判例（消費者法）

一般消費者向けの商品の広告などで「自然」（natural）という表現が用いられることしばしばありますが、自然の成分の含有量が少ないヘアケア用品の名称に「自然」という表現を用いた場合に消費者法違反になるかが争われた事案についての裁判例を紹介します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## 最近行われたセミナーのご報告

### オーストラリア労働法の基本と実務上の注意点（2018年8月）

加納弁護士が「オーストラリア労働法の基本と実務上の注意点」をテーマに講演（ブリスベン日本商工会議所主催勉強会）を行い、オーストラリア労働法の基本的な枠組み、労働法制の近時の動向及び実務上の注意点について解説しました。講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

### 2017年の法改正の動向（2017年12月）

加納弁護士が「2017年の法改正の動向」をテーマに講演（シドニー日本商工会議所主催シドニービジネス塾）を行い、競争法、消費者法、倒産法、労働法、個人情報保護法及び外国投資規制の6つ重要分野の重要な法改正について解説しました。講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

## 最近の出版物

### 新版「オーストラリアにおけるビジネス展開」（2017）

弊所作成にかかる「オーストラリアにおけるビジネス展開（原文はDoing Business in Australia）」と題する小冊子を2016年版から2017年版に改訂しましたので、お知らせいたします。以下のリンクから無料でダウンロードできますので、是非ご活用ください。

- [オーストラリアにおけるビジネス展開](#)（日本語版）
- [Doing Business in Australia](#)（英語版原文）

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。なお、掲載されている弁護士は、オーストラリアのすべての州又は準州で弁護士資格を有しているとは限りません。

## 連絡先

---

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599（大竹）までご連絡ください。



パートナー 加納寛之  
メール：[hkano@claytonutz.com](mailto:hkano@claytonutz.com)



シニアアソシエイト 山浦茂樹  
メール：[syamaura@claytonutz.com](mailto:syamaura@claytonutz.com)



シニアアソシエイト 鈴木正俊  
メール：[msuzuki@claytonutz.com](mailto:msuzuki@claytonutz.com)



ロイヤー 川合千秋  
メール：[ckawai@claytonutz.com](mailto:ckawai@claytonutz.com)



ロイヤー 藤崎信吾  
（日本に出向中）



ロークラーク 中島真嗣  
（日本法弁護士・日本から出向中）  
メール：[mnakajima@claytonutz.com](mailto:mnakajima@claytonutz.com)



ロークラーク 小野田春佳  
（日本法弁護士・日本から出向中）  
メール：[honoda@claytonutz.com](mailto:honoda@claytonutz.com)



エグゼクティブ・アシスタント  
大竹佳代子  
メール：[kotake@claytonutz.com](mailto:kotake@claytonutz.com)